

福島市ふるさと納税活用型・地域活性化プロジェクト応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域活性化に資する事業を実施する事業者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、ふるさと納税等で受け入れた寄附金を原資とする補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村または特別区に対する寄附金をいう。
- (2) 企業版ふるさと納税 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。
- (3) ガバメントクラウドファンディング 特定の事業等への支援を目的に、ふるさと納税制度を活用し、インターネットを通して、広く不特定多数の人から寄附を募る仕組みをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる事項の全てを満たす団体とする。

- (1) 政治活動または宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (2) 補助対象者の代表者、役員その他従業員もしくは構成員等が次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 福島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と関係を有する者
 - ② その他市長が適当でないと認める者
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 定款、規約、会則等において、その組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次の各号全てに該当する事業とする。

- (1) 観光客誘致に繋がる、福島市を舞台とした映画制作または地域への愛着や誇りの

醸成に繋がるプロスポーツ振興に関する事業

- (2) 補助金を交付する年度内に実施し完了する事業。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費であって、別表に掲げるものとする。

(補助対象事業の認定)

第6条 補助対象者は、福島市ふるさと納税活用型・地域活性化プロジェクト応援事業認定申請書（様式第1号）に次の必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業提案書
- (2) 誓約書
- (3) 補助対象者の定款、規約または会則その他これに類するもの
- (4) 市税の完納証明書
- (5) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときその内容を審査し、補助金を交付すべき事業（以下「認定事業」という。）と認定したときは、速やかに補助対象者（以下「認定事業者」という。）へ通知するものとする。

(寄附金の募集)

第7条 市長は、事業の認定を決定したとき、寄附金の目標額と募集期間を定めて次の寄附金を公募するものとする。

- (1) 個人版ふるさと納税（ガバメントクラウドファンディング）
- (2) 企業版ふるさと納税
- (3) その他寄附金

(補助金の交付申請)

第8条 認定事業者は、寄附金の募集期間終了後、補助金等交付申請書（様式第2号）に次の必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 認定事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときその内容を審査し、適当であると認めるときは、規則第7条の規定に基づき、認定事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金額の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定する。

（認定事業の着手）

第10条 認定事業の着手は、原則として補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、認定事業を効率的・効果的に実施するため交付決定前に着手する必要がある場合は、その理由を記載した事前着手申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けて着手することができる。

2 認定事業者は、前項の場合において、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がなされなかった場合も含む）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知したうえで当該事業に着手するものとする。

（補助金の額）

第11条 補助金の額は、その認定事業について、市が受け入れた寄附金のうち次に掲げる額とする。ただし、総事業費の範囲内とする。

- （1）ふるさと納税により受け入れた寄附金の額からその募集に要する手数料や受領証明書の発送に要する経費に相当する額を控除した額
- （2）企業版ふるさと納税により受け入れた寄附金
- （3）その他受け入れた寄附金

（認定事業の内容または経費の変更）

第12条 認定事業者は、認定事業の内容または経費の変更をするとき、その事実が判明した後、速やかに、規則第9条の規定に基づく補助金等変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に次の必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）収支予算書

- (2) 補助金額の変更ににかかる算出計算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の20%以内の減額及び補助目的に関係のない細部の事業計画の変更をする場合とする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、次の各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。また、市長は、交付決定を取消した場合は、その旨認定事業者へ通知するものとする。

- (1) 認定事業者が、法令、本要綱に違反し、市長が不相当と認める場合
 - (2) 認定事業者が、補助金を認定事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 認定事業者が、認定事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合
 - (5) 認定事業者が、天変地変その他補助金の交付決定後に生じた事情により認定事業の全部を継続することができなくなった場合
 - (6) 認定事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで、認定事業を遂行することができなくなった場合
- 2 前項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用される。

(実績報告)

第14条 認定事業者は、認定事業が完了したとき、その日から起算して30日を経過した日、または補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに規則第14条の規定に基づき、補助事業等実績報告書兼補助金等請求書(様式第5号)に次の必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 収支決算書の額を証する書類(支出にあつては領収書の写し等)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、認定事業者が同条第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合、期限について猶予することができる。
- 3 認定事業者は、実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要

に依じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条の規定に基づき、認定事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、認定事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（実績報告及び請求の併合）

第17条 規則第14条の規定による実績報告及び規則第17条の規定による請求については、規則第22条の規定に基づき併合するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、第13条の規定による補助金の交付決定を取消した場合において、認定事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 市長は第15条の規定による補助金の額の確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、既に交付した補助金の全額または一部の返還を命ずることができる。

3 同条第1項または第2項の規定により返還を命ずる場合は、認定事業者へ通知するものとする。

（取得財産等の管理）

第19条 認定事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、認定事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（財産の処分の制限）

第20条 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 前項の期間内に取得財産等を処分することにより、収入が生じたときは、その補助金相当額を市に納付しなければならない。

(関係書類の保管)

- 第21条 認定事業者は補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、認定事業を中止し、廃止し、または完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しておかなければならない。
- 2 認定事業者は、認定事業で財産を取得したときは、財産台帳を作成し、作成した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(報告等)

- 第22条 市長は、必要があるときは、補助金の申請または交付を受けた認定事業者に対し、報告を求め、または調査をすることができる。
- 2 認定事業者は、前項の規定による報告または調査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第23条 認定事業者は、認定事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、認定事業の目的または提供された目的以外に利用してはならない。
- なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 本条の規定は認定事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も適用する。

(その他)

- 第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	内容
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金 等
旅費	交通費、宿泊費 等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費 等
役務費	通信運搬費 等
手数料	振込手数料、クリーニング代 等
保険料	損害保険料 等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費 等
使用料及び賃借料	土地、施設等の借上料、ＯＡ機器等の使用料 等
工事請負費	内装又は外装等の工事費 等
財産購入費	土地や建物等の購入費 等
設備購入費	機械装置等の購入費 等
その他	市長が特に認める経費

様式第1号（交付要綱第6条関係）

年 月 日

福島市長

申請者 住所

氏名

福島市ふるさと納税活用型・地域活性化プロジェクト応援事業認定申請書

標記事業補助金に係る事業の認定を受けたいので、本補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業名		
事業の施行場所		
事業の経費所要額		
募集する寄附 (個人版・企業版ふるさと納税、その他)		
補助希望金額	個人版 ふるさと納税	円
	企業版 ふるさと納税	円
	その他	円
補助対象経費		
希望寄附募集期間 (最長3ヶ月)	年 月 ~ 年 月	

様式第2号(交付要綱第8条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

福島市長

住所
申請者
氏名

福島市補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	福島市ふるさと納税活用型・地域活性化プロジェクト応援事業補助金	
補助事業名				
補助事業の目的 及び内容		(目的)		
		(内容)		
補助事業の 施行場所				
補助事業 の経費所要額		円		
補助金交付申請額		円		
着手・完了予定月日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
添付書類		1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他 ()		
摘要				

様式第3号(交付要綱第10条関係)

年 月 日

福島市長

申請者 住所
氏名

福島市ふるさと納税活用型・地域活性化プロジェクト応援事業補助金
交付決定前事前着手申請書

福島市ふるさと納税活用型地域活性化プロジェクト応援事業補助金交付要綱第10条の規定により、条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので下記のとおり申請します。

記

事業名	
交付決定前に着手する事業内容	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
交付決定前に着手が必要である理由	

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、申請者が負担すること。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合があることに留意すること。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業計画及び額の変更は行わないこと。

様式第4号(交付要綱第12条関係)

補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

福島市長

住所
申請者
氏名

福島市補助金等の交付等に関する規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 令 日	年 月 日		指 令 番 号	福島市指令第 号	
補 助 年 度	年度		補 助 金 の 名 称	福島市ふるさと納税活用 型・地域活性化プロジェクト 応援事業補助金	
補助事業の経費所要額	変 更 前	円	変 更 後	円	
補 助 金 の 額	既に通知を 受けている額	円	変 更 後 の 交付申請額	円	
変更(中止・廃止)の理由					
変 更 の 内 容					
添 付 書 類					
摘要					

様式第5号(交付要綱第14条関係)

補助事業等実績報告書兼補助金等交付請求書

年 月 日

福島市長

住所
申請者
氏名

福島市補助金等の交付等に関する規則第14条の規定による報告及び第17条第2項の規定による請求は次のとおりです。

指 令 日	年 月 日	指 令 番 号	福島市指令第 号	
補 助 年 度		補助金等の名称	福島市ふるさと納税活用型・地域活性化プロジェクト応援事業補助金	
補 助 事 業 の 内 容				
補 助 事 業 の 施 行 場 所				
補助事業の経費精算額	計 画 額	円	確 定 額	円
補 助 金 の 額	既に通知を受けている額	円	確定額(①)	円
既 交 付 金 額 (②)	円 (内訳) 年 月 日 円交付			
今回請求金額(①-②)	円			
着 手 ・ 完 了 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他(補助対象経費に係る領収書の写し)			
摘要				

口座振込依頼書

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店 支店・支所 出張所	
預 金 種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口 座 名 義			